

【国の基準による訪問型サービス】 訪問型独自サービス（独自） サービスコード表（令和8年6月1日から適用）

武蔵野市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス 11	(1) 1週に1回程度の場合	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス 11 日割		日割の場合	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス 12	(2) 1週に2回程度の場合	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス 12 日割		日割の場合	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス 13	(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス 13 日割		日割の場合	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス 21	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス 22	(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間 20分以上 45未済の場合			179
A2	2621	訪問型独自サービス 23		(二) 所要時間 45分以上の場合			220
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 11	(1) 1週に1回程度の場合		-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 11 日割		日割の場合	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 12	(2) 1週に2回程度の場合		-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 12 日割		日割の場合	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 13	(3) 1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 13 日割		日割の場合	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 21	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 22	(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間 20分以上 45未済の場合			-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 23		(二) 所要時間 45分以上の場合			-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 短時間	(3) 短時間の身体介護が中心である場合		-2		
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1	(1) 1週に1回程度の場合		-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割		日割の場合	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2	(2) 1週に2回程度の場合		-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割		日割の場合	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3	(3) 1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき	

【国の基準による訪問型サービス】 訪問型独自サービス（独自） サービスコード表（令和8年6月1日から適用）

武蔵野市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3日割	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	(3) 1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	-1	1日に つき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 1		1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-3	1回に つき	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 2			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間 20分以上 45未済の場合	-2		
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 3				(二) 所要時間 45分以上の場合	-2		
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短 時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合		-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10%減算		1月に つき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2	事業所と同一建物の利用者 50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15%減算		1月に つき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3	同一建物等に居住する利用者の割合が 100分の 90 以上の場合			所定単位数の 12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15% 加算		1月に つき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15% 加算		1日に つき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算				所定単位数の 15% 加算		1回に つき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算		1月に つき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算 日割					所定単位数の 10% 加算		1日に つき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算 回数					所定単位数の 10% 加算		1回に つき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月に つき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供 加算日割					所定単位数の 5% 加算		1日に つき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供 加算回数					所定単位数の 5% 加算		1回に つき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算				200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携 加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100	1月に つき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携 加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算				50	1回に つき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ			所定単位数の 270/1000 加算	1月に つき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ			所定単位数の 287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ			所定単位数の 249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ			所定単位数の 266/1000 加算		

【国の基準による訪問型サービス】 訪問型独自サービス（独自） サービスコード表（令和8年6月1日から適用）

武蔵野市

A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算		